

|                                 |    |
|---------------------------------|----|
| <b>第7章 法律の制定及び改正の概要</b> .....   | 73 |
| 1. 第208回国会（常会）提出法律案（9件） .....   | 73 |
| 2. 第210回国会（臨時国会）提出法律案（1件） ..... | 74 |
| 3. 第211回国会（常会）提出法律案等（9件） .....  | 74 |

## 第7章 法律の制定及び改正の概要

### 1. 第208回国会（常会）提出法律案等（9件）

会期：2022年1月17日～2022年6月15日

#### ・令和9年に開催される国際園芸博覧会の準備及び運営のために必要な特別措置に関する法律案

＜2022. 2. 1閣議決定（国土交通省・総務省・財務省・農林水産省・経済産業省提出）＞

＜付託委員会：衆・参共に国土交通委員会＞

＜2022. 3. 30成立＞

2027年に開催される国際園芸博覧会が国家的に重要な意義を有することに鑑み、博覧会の円滑な準備及び運営に資するため、国際園芸博覧会協会の指定等について定めるとともに、国の補助、国有財産の無償使用、寄附金付郵便葉書等の発行の特例等の特別の措置を講ずる。

#### ・沖縄振興特別措置法等の一部を改正する法律案

＜2022. 2. 8閣議決定（内閣府本府・総務省・外務省・財務省・経済産業省・国土交通省・防衛省提出）＞

＜付託委員会：衆・沖縄及び北方問題に関する特別委員会、参・政府開発援助等及び沖縄・北方問題に関する特別委員会＞

＜2022. 3. 31成立＞

沖縄の置かれた特殊な諸事情に鑑み、その一層の振興を図るため、沖縄振興特別措置法等の有効期限を延長するとともに、事業者が作成する観光地形成促進措置実施計画等について沖縄県知事の認定制度を新設するほか、駐留軍用地が段階的に返還される場合の拠点返還地の指定要件を緩和する等の措置を講ずる。

#### ・2025年日本国際博覧会政府代表の設置に関する臨時措置法案

＜2022. 2. 8閣議決定（外務省・内閣官房・財務省・経済産業省提出）＞

＜付託委員会：衆・外務委員会、参・外交防衛委員会＞

＜2022. 3. 31成立＞

2025年に開催される2025年日本国際博覧会の円滑な準備及び運営に資するため、国際博覧会条約第12条の規定に基づく政府代表として2025年日本国際博覧会政

府代表を置くこととし、その任務、給与等について所要の事項を定める。

#### ・貿易保険法の一部を改正する法律案

＜2022. 2. 18閣議決定（経済産業省提出）＞

＜付託委員会：衆・参共に経済産業委員会＞

＜2022. 4. 8成立＞

本邦企業の国際的な事業展開を取り巻く環境の変化に対応して、円滑な外国貿易その他の対外取引の進展を図るため、輸出入、貸付け及び海外投資に係る貿易保険の填補事由等の拡大、新たな貿易保険の創設、株式会社日本貿易保険による外国法人への出資業務の追加等の措置を講ずる。

#### ・安定的なエネルギー需給構造の確立を図るためのエネルギーの使用の合理化等に関する法律等の一部を改正する法律案

＜2022. 3. 1閣議決定（経済産業省・財務省・国土交通省提出）＞

＜付託委員会：衆・参共に経済産業委員会＞

＜2022. 5. 13成立＞

我が国における脱炭素社会の実現に向けて、非化石エネルギーの利用の拡大が求められる中で、安定的なエネルギー需給構造の確立を図るため、エネルギーの使用の合理化の対象に非化石エネルギーを追加するとともに、一定規模以上のエネルギーを使用する事業者に対し、非化石エネルギーへの転換に関する計画の作成を義務化するほか、一定規模以上のエネルギーを供給する事業者に対する水素等を含む非化石エネルギー源の利用に関する計画の作成の義務化、独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構の業務への水素の製造等に対する出資・債務保証業務の追加、発電事業者による発電設備の出力等の変更についての事後届出制から事前届出制への変更等の措置を講ずる。

#### ・高圧ガス保安法等の一部を改正する法律案

＜2022. 3. 4閣議決定（経済産業省提出）＞

＜付託委員会：衆・参共に経済産業委員会＞

＜2022. 6. 15成立＞

産業保安分野における技術革新の進展及び人材の高

齢化に対応するため、高圧ガス保安法、ガス事業法及び電気事業法において高度な情報通信技術を活用した保安の促進に向けた認定制度の創設等の措置を講ずるとともに、気候変動問題への対応の要請、自然災害の頻発及び電力の供給構造の変化を踏まえ、燃料電池自動車に係る高圧ガス保安法の適用除外、ガス事業者による災害時連携計画の策定の義務化、小規模事業用電気工作物に係る届出制度の創設等の措置を講ずる。

#### ・地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律案

<2022. 3. 4 閣議決定（内閣府本府・総務省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省提出）>  
<付託委員会：衆・地方創生に関する特別委員会、参・地方創生及びデジタル社会の形成等に関する特別委員会>

<2022. 5. 13 成立>

地域の自主性及び自立性を高めるための改革を総合的に推進するため、地方公共団体等の提案等を踏まえ、都道府県から指定都市への事務・権限の移譲を行うとともに、地方公共団体に対する義務付けを緩和する等の措置を講ずる。

#### ・外国為替及び外国貿易法の一部を改正する法律案

<2022. 4. 5 閣議決定（財務省・経済産業省提出）>  
<付託委員会：衆・財務金融委員会、参・財務金融委員会>

<2022. 4. 20 成立>

支払規制及び資本取引規制をより一層効果的なものとするため、暗号資産に関する取引を資本取引規制の対象とするとともに、暗号資産交換業者に資産凍結措置に係る確認義務を課す等の措置を講ずる。

#### ・脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律案

<2022. 4. 22 閣議決定（国土交通省・財務省・経済産業省提出）>  
<付託委員会：衆・参共に国土交通委員会>

<2022. 6. 13 成立>

建築物のエネルギー消費性能の一層の向上及び建築物における木材の利用の更なる促進を図ることにより、我が国における脱炭素社会の実現に資するため、建築物エネルギー消費性能基準への適合義務の対象となる建築物の範囲の拡大及び市町村が定める区域において再生可能エネルギー利用設備の設置の促進のために必要な措置を講ずる制度の創設並びに木造建築物に係る建築確認の対象範囲の拡大、防火及び構造に関する規制の合理化、建築物の高さ等の制限に係る特例許可制度の拡充並びに既存不適格建築物に関する規制の合理化等の措置を講ずる。

#### 2. 第 210 回国会（臨時国会）提出法律案（1 件）

会期：2022 年 10 月 3 日～2022 年 12 月 10 日

#### ・ガス事業法及び独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構法の一部を改正する法律案

<2022. 10. 14 閣議決定（経済産業省・財務省提出）>  
<付託委員会：衆・参共に経済産業委員会>

<2022. 11. 11 成立>

液化天然ガスの確保をめぐる国際的な緊張の高まりを踏まえ、緊急時において経済産業大臣が独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構に液化天然ガスの調達を要請することができることとするとともに、ガスの需給を調整するためガスの使用を制限することを可能とする措置等を講ずる。

#### 3. 第 211 回国会（常会）提出法律案等（9 件）

会期：2023 年 1 月 23 日～2023 年 6 月 21 日

#### ・脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進に関する法律案

<2023. 2. 10 閣議決定（内閣官房・財務省・経済産業省・環境省提出）>  
<付託委員会：衆・参共に経済産業委員会>

<2023. 4. 28 成立>

エネルギーの脱炭素化に向けた取組等と産業競争力の強化とを両立させた脱炭素成長型の経済構造への円滑な移行を推進するため、脱炭素成長型経済構造移行推進戦略の策定、脱炭素成長型経済構造移行債の発行並び

に化石燃料の輸入事業者等に対する賦課金の徴収及び発電事業者への排出枠の割当てに係る負担金の徴収について定めるとともに、脱炭素成長型経済構造移行推進機構に脱炭素成長型経済構造への円滑な移行に資する事業活動を行う者に対する支援等に関する業務を行わせるための措置を講ずる。

・**特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律案**

＜2023. 2. 24（内閣官房・公正取引委員会・厚生労働・経済産業省提出）＞

＜付託委員会：衆・参共に内閣委員会＞

＜2023. 4. 28 成立＞

我が国における働き方の多様化の進展に鑑み、個人が事業者として受託した業務に安定的に従事することができる環境を整備するため、特定受託事業者に業務委託をする事業者について、特定受託事業者の給付の内容その他の事項の明示を義務付ける等の措置を講ずる。

・**脱炭素社会の実現に向けた電気供給体制の確立を図るための電気事業法等の一部を改正する法律案**

＜2023. 2. 28 閣議決定（内閣官房・内閣府本府・財務省・経済産業省・環境省提出）＞

＜付託委員会：衆・参共に経済産業委員会＞

＜2023. 5. 31 成立＞

我が国における脱炭素社会の実現に向けて、非化石エネルギー源の利用の促進を図りつつ電気の安定供給を確保するため、電気の安定供給の確保等の観点から発電用原子炉の運転期間を定めるとともに、その設置者に対し、長期間運転する発電用原子炉施設に関する技術的な評価の実施及び管理計画の作成を義務付けるほか、使用済燃料再処理機構の業務への廃炉の推進に関する業務の追加、再生可能エネルギー発電事業計画の認定の取消しに伴う交付金の返還命令の創設その他の規律の強化等の措置を講ずる。

・**合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律の一部を改正する法律案**

＜2023. 2. 28 閣議決定（農林水産省・経済産業省・国土交通省提出）＞

＜付託委員会：衆・参共に農林水産委員会＞

＜2023. 4. 26 成立＞

違法伐採及び違法伐採に係る木材等の流通を抑制するため、木材関連事業者が国内の素材生産販売事業者又は外国の木材輸出業者から木材等の譲受け等をする際に、当該木材等の原材料となる樹木が法令に違反して伐採されていないかについて確認することを義務付けるとともに、当該木材等の譲渡しをする際に、当該確認のために用いた情報を相手方へ伝達することを義務付ける等の措置を講ずる。

・**医療分野の研究開発に資するための匿名加工医療情報に関する法律の一部を改正する法律案**

＜2023. 3. 3 閣議決定（内閣府本府・財務省・文部科学省・厚生労働省・経済産業省提出）＞

＜付託委員会：衆・参共に内閣委員会＞

＜2023. 5. 17 成立＞

健康・医療に関する先端的研究開発及び新産業創出の促進を図るため、医療情報に含まれる記述等の削除等により他の情報と照合しない限り特定の個人を識別することができないように加工した匿名加工医療情報の取扱いに関する規定を整備するとともに、匿名加工医療情報を匿名医療保険等関連情報等と連結して利用することができる状態で提供するための仕組みの創設、国が実施する匿名加工医療情報及び匿名加工医療情報に関する施策への協力に関する医療情報取扱事業者の責務規定の創設等の措置を講ずる。

・**デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律案**

＜2023. 3. 7 閣議決定（デジタル庁・公正取引委員会・警察庁・金融庁・消費者庁・総務省・法務省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省・環境省提出）＞

＜付託委員会：衆・地域活性化・こども政策・デジタル社会形成に関する特別委員会、参・地方創生及びデジタル社会の形成等に関する特別委員会＞

＜2023. 6. 14 成立＞

デジタル社会形成基本法に基づくデジタル社会の形成に関する施策として、情報通信技術の進展を踏まえたその効果的な活用のための規制の見直しを推進するた

め、デジタル社会形成基本法、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律等の関係法律について所要の規定の整備を行う。

・不正競争防止法等の一部を改正する法律案

<2023. 3. 10 閣議決定（経済産業省提出）>

<付託委員会：衆・参共に経済産業委員会>

<2023. 6. 7 成立>

知的財産の適切な保護及び知的財産制度の利便性の向上並びに国内外における事業者間の公正な競争の確保を図るため、他人の商品の形態の模倣となる対象行為の拡充及び商標権者の同意に基づく類似する商標の登録制度の創設を行うとともに、意匠の新規性喪失の例外の適用に係る証明手続の簡素化及び特許等の国際出願に係る優先権主張の手続の電子化を行うほか、外国公務員贈賄罪の罰金額の上限の引上げ等の措置を講ずる。

・中小企業信用保険法及び株式会社商工組合中央金庫法の一部を改正する法律案

<2023. 3. 10 閣議決定（経済産業省・財務省提出）>

<付託委員会：衆・参共に経済産業委員会>

<2023. 6. 14 成立>

中小企業者に対する金融機能の強化を図ることにより、その事業の持続的な発展を実現するため、個人保証を求めない融資を中小企業信用保険の付保対象とする規定の整備及び危機関連保証の適用要件の見直しを行うとともに、政府が保有する株式会社商工組合中央金庫の株式を処分した後も同社が引き続き危機対応業務を的確に行うための規定の整備を行うほか、同社の株主資格及び業務の範囲その他の規定の整備等を行う。

・外国為替及び外国貿易法第十条第二項の規定に基づき、北朝鮮を仕向地とする貨物の輸出及び北朝鮮を原産地又は船積地域とする貨物の輸入につき承認義務を課する等の措置を講じたことについて承認を求めるの件

<2023. 4. 18 閣議決定（外務省・経済産業省提出）>

<付託委員会：衆・参共に経済産業委員会>

<2023. 6. 16 承認>

外国為替及び外国貿易法第 10 条第 1 項の規定により閣議決定された「外国為替及び外国貿易法に基づく北朝

鮮に係る対応措置について」に基づき、北朝鮮を仕向地とする貨物の輸出及び北朝鮮を原産地又は船積地域とする貨物の輸入につき経済産業大臣の承認を受ける義務を課する等の措置を講じたことについて、同条第 2 項の規定に基づいて国会の承認を求めるものである。